

エムスリーグループ 調達基本方針

1. 基本的な考え方

エムスリーグループ（特に断りのない限り、本方針で使われる用語は後述の「行動規範」での定義に基づきます。以下同じ）は、エムスリーグループの役職員一人一人が遵守すべき行動規範である「エムスリーグループ行動規範」（以下「行動規範」といいます）において、客観的な基準に基づいて調達先等を選定するとともに、エムスリーグループおよびその顧客のビジネス上の利益に基づき調達に関する決定を行うこと（「3.9 公正な調達」）を宣言しています。

本方針は、行動規範に定めるエムスリーグループの調達に関する考え方を明確にするもので、エムスリーグループの全ての役職員に適用されます。

2. 調達に関するエムスリーグループの基本方針

エムスリーグループは、以下の方針・ルールに従い公正な調達を行います。

1) 購買の活動方針

- 購買は、国内外すべての取引先に対し公平な機会を設けるとともに、公正な評価のもとこれを行います。
- 購買に係るすべての活動において、法令・社会規範を遵守すると共に、人権や地球環境への配慮に努めます。
- 適切な物品・サービスを適切な取引先より、適切な価格と納期で購入します。
- 取引先との相互協力、信頼関係の構築に努め、購買活動を通じて取引先と共に企業の社会的責任を果たします。

2) 取引先の選定方針

物品やサービスの調達先、製造委託先および OEM 先の選定にあたっては、価格競争力、品質、納期、その他客観的な基準に基づいて決定します。また、その際は以下の条件を満たしている企業を優先的に選定し、継続取引の際も優先することとします。

- 法令、社会規範等を遵守し、人権や環境への配慮を重視していること。
- 経営状態が健全であること。
- 品質、価格、納期が適正水準にあること。
- 安定供給能力および需給変動に対する柔軟な対応力があること。
- エムスリーグループ各社のサービス・製品に貢献できる高度な技術力を有していること。

- 情報管理における適切な体制が整っていること。
- 災害等不測の事態においても、できるだけ速やかにサービス提供・製品供給を再開できる対応能力を有していること。

3) 公正な購買のための禁止事項

購買先または委託先等に対して、以下の行為を行いません。

- 購買先または委託先等と個人的な利害関係をもつこと。
- 購買先または委託先等から、個人的利益または社会常識を超えた接待または贈物を受けること。
- 購買先または委託先等に対して、寄付等を強要すること。
- 購買または委託取引により知り得た購買先または委託先等の機密を漏らすこと。

4) 通報制度

公正な調達の実施に向けて、法令違反、会社の定款・規程その他の規則違反、その他、コンプライアンス上問題があると判断される行為、またはそれらのおそれのある行為について、エムスリーグループに雇用されているすべての役職員、ならびに、言語的または地理的な障壁を問わず、サプライヤーを含む全てのステークホルダーが通報できる外部窓口を、エムスリー株式会社のコーポレートサイトに設置するものとします。なお、エムスリーグループの通報体制運用に関する考え方については、「**エムスリーグループ 通報体制基本方針**」に定められています。

3. サプライチェーン全体での取り組み

エムスリーグループは、本方針の目的を果たすため、各取引先の皆様に対してご協力いただきたい「**エムスリーグループ サプライヤー行動指針**」を別紙の通り定めるとともに、その協力の要請に努めるものとします。

エムスリーグループ サプライヤー行動指針

エムスリーグループ（特に断りのない限り、本方針で使われる用語は後述の「行動規範」での定義に基づきます。以下同じ）は、「インターネットを活用して、健康で楽しく長生きする人を 1 人でも増やして、不必要な医療コストを 1 円でも減らすこと」を事業目的に掲げ、持続可能な発展および環境関連の問題を含めた社会的課題の解決に貢献することを目指しています。

上記の一環として、エムスリーグループは、役職員一人一人が遵守すべき内部規範である「**エムスリーグループ行動規範**」（以下「行動規範」といいます）において、客観的な基準に基づいて調達先等を選定するとともに、エムスリーグループおよびその顧客のビジネス上の利益に基づき調達に関する決定を行うこと（「3.9 公正な調達」）を宣言しており、その考え方をより明確にするものとして「**エムスリーグループ 調達基本方針**」を定めています。エムスリーグループがさまざまな領域で事業活動を行う中でかかる目的を達成するためには、すべての事業のサプライチェーンにおいて、単に法令を遵守するだけではなく、高い倫理基準に基づいた行動が必要です。

エムスリーグループは、取引先、ベンダー、サプライヤー、コンサルタントおよび請負業者（以下総称して「サプライヤー」といいます）の皆様の独立性を尊重しています。一方で、以上に掲げた目的を達成するためには、サプライヤーの皆様のご協力が不可欠です。エムスリーグループと契約を結び、エムスリーグループのために事業活動を行う際には、法令遵守だけでなく、サプライヤーの皆様自身の調達方針に加えて、本指針に定める倫理基準に従っていただくよう、ご協力をお願い申し上げます。

また、本指針の履行に当たりましては、サプライヤーの皆様にとどまらず、ご自身のサプライヤーも含め関係各社の皆様にも可能な範囲でご協力いただくようお願い申し上げます。

なお、エムスリーグループは、法令違反、会社の定款・規程その他の規則違反、その他、コンプライアンス上問題があると判断される行為、またはそれらのおそれのある行為について、言語的または地理的な障壁を問わず、サプライヤーを含む全てのステークホルダーが通報できる外部窓口を、エムスリー株式会社のコーポレートサイトに設置するものとします。エムスリーグループの通報体制運用に関する考え方については、「**エムスリーグループ 通報体制基本方針**」をご参照ください。

また、本指針は随時改正されることがあります。都度最新版をご確認・ご参照ください。

1. 基本原則

1 法令、社内規則・方針の遵守および誠実で倫理的な事業活動

事業活動を行なう各国・地域のあらゆる適用法令、規則を遵守し、誠実かつ倫理的に事業活動をおこなうことがエムスリーグループの基本方針です。サプライヤーの皆様におかれましても、自らの業務に関連する全ての法令、規則および社内規則・方針を遵守するとともに、あらゆる種類の非倫理的な活動を一切禁止する方針を制定してください。

2 ステークホルダーとの関係

イノベーションと健全な事業活動を通じて、企業価値の向上を追求することが、エムスリーグループの企業としての社会に対する責任の基本をなすものです。健全な事業活動を営むためには、株主、顧客、社員、調達先、ビジネスパートナー、地域社会、その他の機関を含むステークホルダーの関心に配慮して経営上の意思決定を行う必要があることを踏まえて、エムスリーグループの事業を遂行するよう努力してください。

3 多様性の理解

エムスリーグループは、多様かつグローバルな環境において事業活動を行っています。また、ある文化や地域において社会的、かつ職務上に許容される行為が、他の文化や地域においては異なった受け止め方をされることがあります。これらの点を認識し、文化的、地域的な差異に十分に配慮して業務を遂行してください。

2. 人権の尊重

すべての労働者の人権を尊重し、国際的な人権の原則に基づき、尊厳と敬意をもって労働者に接するようにしてください。なお、エムスリーグループは「**エムスリーグループ 人権基本方針**」を定めており、サプライヤーは当該方針の内容も確認および遵守するものとします。

1 雇用における機会均等

求人、雇用、研修、昇進、その他の応募者または従業員の取り扱いについて、人種、宗教、肌の色、出身国、年齢、性別、障害、その他のビジネス上の正当な利益と関係しない要素に基づく差別をしてはなりません。差別やハラスメントのない職場づくりに尽力してください。

2 強制労働、児童労働の禁止

いかなる形態においても、強制あるいは意思に反しての就労をさせてはならず、また、児童を就労させてはなりません。ここで「児童」とは、15 歳未満（該当地

域の法令で認められている場合には14歳未満)の者、あるいは該当地域の法令で規定される就労可能年齢がこれより高い場合は、その年齢未満の者をいいます。但し、役者、歌手、演奏家、その他、仕事の性質上児童の労務提供が合理的に必要とされる業務(例えば子役等)については、該当地域の法令で認められる範囲内においては、この方針は適用されません。

3 健全な雇用・労働

雇用・労働の健全性を確保し、事業活動を行う各国・地域の適用法令に常に準拠して従業員を取り扱ってください。特に、法令や社会的要請、その他考慮すべき事項に照らして適切と判断される賃金、労働時間、ならびに福利厚生等を保証することにより、全ての役職員に健全な労働環境を提供するように努めてください。また、従業員の団結権、団体交渉権、団体行動権を尊重してください。

4 職場環境

不当な差別や嫌がらせのない、健康的で安全かつ生産的な職場環境を維持するとともに、自己の役職員が、職場において、性的な誘いかけ、行為あるいは発言、人種または宗教に関する中傷あるいは冗談、その他敵対的な職場環境をもたらすような発言や行為を行うことのないように努めてください。また、職場における安全衛生の確保を重要な事項と認識し、健康および安全に関する適用法令、社内規則、方針を遵守してください。

5 人道的待遇

労働者に対して、体罰や暴力、言葉によるいじめ、セクシャルハラスメントやその他一切のハラスメント、いかなる脅しも行ってはなりません。

3. 誠実で公正な事業活動

1 製品・サービスの安全

エムスリーグループの製品およびサービスを利用する顧客の安全は、エムスリーグループにとっての最重要事項の一つです。開発、企画、デザイン、生産、販売、アフターサービス等、事業活動のどの段階においても、製品とサービスの安全性を保つため、法令に定める基準を満たす、またはそれを上回るための手立てを継続的に追求し、実施してください。顧客への安全に関する説明や情報提供は、正確で、理解しやすく、見やすいものを目指してください。

サプライヤーは、エムスリーグループの製品やサービスに関して、事故や安全に関する問題が報告された場合は、速やかに事実調査を行い、適切な処置を施すことに協力するものとします。

2 公正競争

事業活動を行う各国・地域において適用される独占の禁止、公正な競争、および公正な取引に関する全ての法令および規則を遵守することがエムスリーグループの基本方針です。これらの法令や規則は、第三者との間で販売価格の維持、市場分割、供給制限等、市場原理を阻害または破壊する合意や約束を行うことを禁止しています。いくつかの国や地域では、その領域外においてなされた行為についても、それが領域内の市場に影響を及ぼす場合には、当該国または地域の独占の禁止あるいは公正競争に関する法令を域外適用しています。

サプライヤーは、自らの業務に関係するこれらの法令、規制を確認し、遵守するものとします。

3 広告

エムスリーグループの製品およびサービスに関する広告を行う場合、虚偽または誤解を招くような広告、もしくは他者を誹謗中傷する内容の広告を行ってはなりません。

サプライヤーは、比較広告も含め広告に関する法令、規制を確認し、遵守するものとします。

4 個人情報

顧客、調達先やビジネスパートナーの従業員、役職員等の、個人のプライバシーを尊重してください。

サプライヤーは、個人情報保護に関する方針とルールを定め、個人情報の収集、保管、使用、開示、廃棄その他の取り扱いに際しては、関連する法令および社内規則・方針を遵守するものとします。

5 知的財産

エムスリーグループおよび他社の知的財産権（特許、意匠、商標、営業秘密、および楽曲・演奏・映画作品・コンピュータプログラムを含む著作権など）を尊重してください。

6 機密情報

情報は会社の大切な資産であることを認識し、調達先、ビジネスパートナーや顧客から預かった情報はもとより、自らの機密情報の安全についても確保してください。一般的に「機密情報」とは、一般に開示されていない情報や、それによって競業者より優位に立つことができる情報、またはその情報が時期尚早あるいは不適切に開示されると損害が生じるおそれのある情報を言い、発明、創作、ノウハウ、営業秘密や、財務情報、企業戦略、販売計画、顧客・調達先・ビジネスパ

ートナーとの関係に関する情報が含まれます。

サプライヤーは、エムスリーグループの事前承諾を得ることなく、エムスリーグループの機密情報を開示、流布してはならず、これらの情報をエムスリーグループの業務においてのみ使用しなければなりません。

7 公正な調達

物品やサービスの調達先、製造委託先および OEM 先を、価格競争力、品質、納期、その他客観的な基準に基づいて選定するとともに、調達に関する決定を、エムスリーグループおよびエムスリーグループの顧客のビジネス上の利益に基づいて行ってください。

詳細は、「**エムスリーグループ 調達基本方針**」を参照してください。

8 あらゆる腐敗行為の禁止

ビジネスを獲得または継続するため、もしくはその他の何らかのビジネス上の有利な取扱いを受けるために、顧客、調達先、その他のビジネスパートナーに雇われている個人に対して金銭の供与を行ってはなりません。

エムスリーグループのビジネス判断に影響を及ぼすことを意図した、もしくは及ぼすおそれのある金銭、物品、あるいは接待を受けることも禁止します。また、直接的か間接的かを問わず、政府役人に対して、優遇措置を目的とした、もしくはそのように見なされかねない物品や金銭の供与を行ってはなりません。

サプライヤーは、以上のほか、それぞれの地域の法令、規制を遵守すると同時に、各社で定める物品、接待、その他の利益の授受に関する社内規則、方針を遵守するものとします。

また、事業活動の完全な透明性、公正性および倫理性を確保するため、不公平または違法な利益を得るために他者を意図的に欺く目的で行われる、あらゆる不正行為の他、違法または不正な手段で得た金銭や資産を、当社の事業活動を含む合法的な経済活動に紛れ込ませ、その出所、所有権、または流れを隠蔽する等の資金洗浄（マネー・ローンダリング）に相当する行為を行ってはなりません。

詳細は、「**エムスリーグループ 腐敗行為防止基本方針**」を参照してください。

9 記録および報告

会計帳簿や財務関係記録を始めとする全ての記録および報告は、正確で、抜けがなく、誠実にそして適時に作成され、また、事実を適切に表記したものである必要があります。不正確な記録の原因となる行為をしたり、誤解を与えるもしくは虚偽の記録を作成してはなりません。

4. 環境保全

環境問題への配慮ある取組を行ってください。また、社会・環境・自然資源に悪影響を与えないよう努めてください。なお、エムスリーグループは「**エムスリーグループ 環境基本方針**」を定めており、サプライヤーは当該方針も確認および遵守するものとします。

1 環境関連法規制等の遵守

事業を展開する国や地域内外における環境保全に関する法規制等を 遵守してください。サプライヤーの皆様が事業を遂行される上で環境に与える影響（有害物質、大気排出物、温室効果ガス、水の排出およびリサイクルを含みます。）に配慮してください。

2 気候変動への対応

気候変動の影響や関連するリスクと機会を認識し、気候変動の緩和と適応に取り組んでください。

3 環境許可と報告

事業を行う上で必要とされる環境に関するすべての許認可や登録を取得し、最新の状態で維持するとともに、その運用および報告に関する要件を遵守してください。

4 汚染防止

汚染物質の排出及び廃棄物の発生に際しては、かかる汚染物質の排出や廃棄物の発生を最小限に抑えるか除去してください。

5 有害物質

人体や環境に対して危険をもたらす化学物質およびその他の物質については、かかる物質の特定やラベル付け、管理を徹底し、安全に取扱い、確実に廃棄してください。

6 廃棄管理

廃棄物の保管・設備処理、再利用、リサイクルや処分など、適切な管理を実施することにより、あらゆる種類の廃棄物を削減してください。

7 環境負荷の低減と省資源

あらゆる事業活動の推進において、エネルギーや資源の効率的かつ持続可能な利用の重要性を認識し、温室効果ガス排出量削減、再生可能エネルギーの積極的導

入、エネルギーや資源の使用量削減、廃棄物削減やリサイクルの推進、水使用の削減、大気への影響逡減の取組み、自然環境に配慮した調達網の構築等を通じて、環境負荷低減のため、継続的な改善に努めてください。

また、上記の実現に向けて、定期的に状況をモニタリングするとともに、必要に応じて環境負荷低減の目標を設定してください。

8 生物多様性の保全

生物多様性保全の重要性を認識し、事業活動が環境や生物多様性に及ぼす負の影響の予防、または低減に努めてください。

9 サステナビリティマネジメント体制

以上の目的を果たすため、トップマネジメントを含めた適切なマネジメント体制を構築・維持し、必要な取り組みを行ってください。

10 情報開示とコミュニケーション

環境に関する情報の開示に努め、ビジネスパートナーやサプライヤーをはじめとする社内外のすべてのステークホルダーとの積極的なコミュニケーションを推進してください。

5. 倫理的行動

1 インサイダー取引の禁止

エムスリーグループやビジネスパートナーに関する重要な未公開情報を知りながら、その株式、転換社債、新株引受権付社債、その他の証券の取引を行ってはなりません。また、重要な未公開情報を開示することにより他者（例えば、家族、友人、顧客、他の役職員）がかかる取引を行うことを誘発することについても禁止します。「重要な未公開情報」とは、合理的な投資家の株式、証券取引の判断に影響を与え得るあらゆる未公開情報をいい、利益や配当計画などの財務状況、他社との提携関係、出資引き揚げ、買収、新製品、研究開発の進展、その他あらゆる重要な事業活動がこれに該当します。

2 利益相反

サプライヤーは、エムスリーグループとの取引において、エムスリーグループの役職員の個人的な利益や関係が、エムスリーグループの意思決定に不適切に影響する、またはその可能性がある状況を避けてください。このような状況を認識した場合は、速やかにエムスリーグループに通知してください。

3 会社資産

サプライヤーは、エムスリーグループの資産を損失、損害、誤用、盗難、破壊から保全する責任を負い、エムスリーグループの資産を利用して個人的な利益を追求してはなりません。これらの資産には、有形資産のほかに、ブランド、商標、ノウハウ、機密情報、情報システム等の無形資産も含まれます。

また、エムスリーグループは、関連法令で許容される範囲で、サプライヤーによるエムスリーグループ資産の使用状況を監視、閲覧する権利を有するものとします。これには、電子メール、PC、その他のネットワーク端末に保存されているデータ、ファイルの監視・閲覧も含まれるものとします。

4 メディアとの関係と公的発言

サプライヤーは、エムスリーグループの広報、IR またはその他メディア等と応対する権限を付与されている部門の了解を得ることなく、エムスリーグループのため、もしくはエムスリーグループを代表して、メディア等に接触したり、メディア等からの問い合わせに回答しないものとします。

6. 上位規程との関係

エムスリーグループが定める各基本方針（人権基本方針、調達基本方針、腐敗行為防止基本方針、環境基本方針等）は本指針の上位規程であり、これらと本指針とに齟齬がある場合には前者が優先されるものとします。

2025 年 1 月 施行

2025 年 12 月 改正